

安城市職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 5 5 号

安城市職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則

安城市職員互助会に関する条例施行規則（平成 5 年安城市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条中「会員」の次に「（市長、副市長及び教育長を除く。）」を加え、同条第 4 号中「定年による退職」を「6 0 歳に到達」に改める。

別表第 1 中「子育て健康部」を「こども健康部」に、「教育振興部」を「教育部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。